

## 令和8年度乳幼児むし歯ゼロ推進事業実施要領

### (目的)

第1条 育児サークル等において、子育てをする保護者に対して、フッ化物応用の正しい知識の啓発を行うとともに、保護者とその子どもに対する歯科健診等を実施することにより、子どものむし歯予防及びフッ化物応用の推進、成人期における歯科口腔保健の推進を図る。

### (実施体制)

第2条 香川県が香川県歯科医師会に委託し実施する。

### (実施期間)

第3条 実施期間は令和8年8月から令和9年2月までとする。

### (対象)

第4条 県内の育児サークル等に参加する子ども（就学前まで）とその保護者とする。

### (実施内容)

第5条 本事業の実施を希望する育児サークル等へ、歯科医師と歯科衛生士を派遣し、フッ化物応用に関する正しい知識の啓発を行う。

- 2 希望者に対して、歯と口に関する健康相談、保健指導を実施する。
- 3 実施時間は30分から120分までとする。
- 4 新型コロナウイルス等の感染症対策を十分講じ、実施する。

### (参加定員)

第6条 参加定員は、一か所につき20組までとする。

### (募集方法)

第7条 香川県健康福祉部健康政策課から育児サークルへ周知する。

### (費用の負担)

第8条 歯科医師及び歯科衛生士の派遣に要する経費は県が負担する。